

当事者協議会の動向

千葉大学附属図書館
森 一郎

1. これまでの協議

平成12(2000)年10月 文化庁著作権審議会マルチメディア小委員会に「図書館等における著作物等の利用に関するワーキンググループ」設置

平成13(2001)年 1月 文化庁著作権審議会マルチメディア小委員会, 文化審議会著作権分科会情報小委員会に改編

平成13(2001)年10月 同ワーキンググループ報告書

* 文化審議会著作権分科会『文化審議会著作権分科会審議経過の概要』2001.12
http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/011201.htm

(1) 権利制限の拡大に関する論点

- ①図書館等が例外的に許諾を得ずにファクシミリ等の公衆送信により複製物を提供できるようにすること
- ②「入手困難な図書館資料」に掲載された著作物の全部を例外的に許諾を得ずに複製できるようにすること
- ③「再生手段」の入手が困難である図書館資料を保存のため例外的に許諾を得ずに複製できるようにすること
- ④図書館等においても視覚障害者のために例外的に許諾を得ずに「録音図書を作成できるようにすること
- ⑤その他
 - ア) 図書館等に設置された「インターネット端末」から図書館利用者が著作物を例外的に許諾を得ずに「プリントアウト」できるようにすること
 - イ) 図書館内のみの送信を目的として図書館資料を例外的に許諾を得ずに「データベース化」できるようにすること

(2) 権利制限の縮小に関する論点

- ①商業目的の「調査研究」を目的として利用者が複製を求めた場合について権利制限の対象から除外すること
- ②図書館資料の貸出について補償金を課すこと
- ③図書館等において利用者の求めに応じ行う複製について補償金を課すこと
- ④その他
 - ア) 公衆の用に供するコピー機を利用した私的使用のための複製を権利制限の対象から除外すること
 - イ) 図書館等においてビデオ等を上映することについて権利制限の対象から除外すること

平成14(2002)年 2月 文化庁の裁定による「図書館等における著作物等の利用に関する検討」開始

平成15(2003)年 1月 「文化審議会著作権分科会審議経過報告」

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/toushin/030102.htm

○法改正を行う方向とすべき事項

- 1) 再生手段の入手が困難である図書館資料を保存のために例外的に許諾を得ずに複製できるようにすること
- 2) 図書館などの公共施設等において映画の著作物等を上映することについて権利制限の対象から除外すること
- 3) 図書館資料の貸出について補償金を課すこと

○「意思表示」システム等により対応すべき事項

- 4) 入手困難な図書館資料に掲載された著作物の全部を例外的に許諾を得ずに複製できるようにすること
- 5) 図書館等においても視覚障害者のために例外的に許諾を得ずに録音図書を作成できるようにすること
- 6) 図書館等に設置されたインターネット端末から利用者が著作物を例外的に許諾を得ずにプリントアウトできるようにすること

○引き続き関係者間の協議が行われる事項

- 7) 公衆の用に供するコピー機を利用した私的使用のための複製を権利制限の対象から除外すること
- 8) 図書館等が例外的に許諾を得ずにファクシミリ等の公衆送信により複製物を提供できるようにすること
- 9) 商業目的の「調査研究」を目的として利用者が複製を求めた場合について権利制限の対象から除外すること
- 10) 図書館等において利用者の求めに応じ行う複製について補償金を課すこと
- 11) 図書館等においても視覚障害者のために例外的に許諾を得ずに録音図書を作成できるようにすること（法改正の必要性については、5）における簡便な許諾契約システム」「事前の意思表示システム」等の効果を評価した上で検討)

平成14(2002)年11月 権利者側と図書館側との自発による「図書館等における著作物等の利用に関する当事者協議」開始

平成16(2004)年 3月 『公立図書館貸出実態調査2003報告書』

<http://www.jla.or.jp/kasidasi.pdf>

<http://www.jbpa.or.jp/toshokan-kasidasi2003.pdf>

平成16(2004)年 4月 「公共図書館等における音訳資料作成の一括許諾に関する協定書」

図書館雑誌, 98(5), 2004. 5

平成16(2004)年 3月 「大学図書館間協力における資料複製に関する利用許諾」

* 『大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン』

http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/ill_fax_guideline_050715.pdf

平成16(2004)年 5月 「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」開始

協議会に参加している権利者側団体（50音順）

学術著作権協会，日本映像ソフト協会，日本書籍出版協会，日本著作出版権
管理システム，日本複写権センター，日本文藝家協会

同図書館側団体

国公立大学図書館協力委員会，全国学校図書館協議会，全国公共図書館協議
会，専門図書館協議会，日本図書館協会

**平成18(2006)年 1月 「図書館間協力における現物貸借で借り受けた図書の複製に関する
ガイドライン」**

<http://www.jla.or.jp/fukusya/taisyaku.pdf>

http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/ill_copy_guideline.pdf

平成18(2006)年 1月 「複製物の写り込みに関するガイドライン」

<http://www.jla.or.jp/fukusya/uturikomi.pdf>

http://wwwsoc.nii.ac.jp/anul/j/documents/coop/utsurikomi_guideline.pdf

2. これからの協議

◎権利者側の要望事項

- ①著作権法第31条の解釈・運用についてのガイドラインを作製すること
 - a 著作物の「一部分」の範囲
 - b 定期刊行物の「発行後相当期間」
 - c 著作権法第31条1項1号で認められている著作物の複製から商業目的の調査研究を除外すること
- ②一昨年の図書館貸出調査の結果に基づき、「複本」、「貸出し猶予期間」の問題について
- ③図書館における貸し出しに対する補償金制度を設けること
- ④図書館における複製に対する補償金を設けること
- ⑤図書館における複製が提供できる範囲を図書館内の利用者限定すること

◎図書館側の要望事項

- ①再生手段の入手が困難である図書館資料を媒体を変換して複製できるようにすること
- ②障害者へのサービス拡大について
 - (1) 録音資料を製作・提供すること
 - (2) 拡大文字資料を製作すること
 - (3) ビデオ・DVD等に字幕・手話を挿入すること
 - (4) 布の絵本・触る絵本を製作すること
 - (5) リライト図書（やさしく書き直された資料）製作すること
 - (6) テキストデータに複製すること
 - (7) マルチメディアデイジー図書を製作すること
 - (8) 原本（文字）を手話で表現した映像物を作ること
 - (9) 音声データ、テキストデータを公衆送信により利用者に提供すること